

「第6次 徳島県保健医療計画」(案) について

1 改定の趣旨

現計画(第5次改定)の策定から5年が経過し、医師不足の深刻化や「南海トラフの巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への不安等、本県の保健医療を取り巻く環境が変化する中、県民のニーズに的確に対応した保健医療提供体制の構築に向け、「徳島県保健医療計画」を見直すこととした。

2 基本理念

現計画に引き続き

「県民がいつでも、どこでも、等しく高度な保健医療サービスが受けられる徳島づくり」を基本理念とする。

3 計画の期間

平成25年度～平成29年度(5年間)

4 記載事項

- (1) 病床の整備を図るべき区域(保健医療圏)の設定、基準病床数に関する事項
- (2) 5疾病及び5事業並びに在宅医療の目標、医療連携体制に関する事項
 - ※5疾病…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
 - ※5事業…救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療
- (3) 医療の安全の確保等、その他の保健医療に関する事項
- (4) 医師等医療従事者の確保に関する事項 等

5 11月議会報告案からの主な変更点

各疾病事業ごとに、拠点機能を中心とした連携体制構築のための圏域を設定するが、「引き続き、医師確保等に取り組むことで、可能な限り身近な圏域での保健医療サービスの充実・確保に取り組むこと」を明記することとし、次の文言を追加。

① 計画案 P33(2次保健医療圏の設定)

「さらに併せて、今後も引き続き、地域の医師確保等による高度専門医療体制の確保を目指し、様々な疾病等において可能な限り1.5次保健医療圏をはじめ、少しでも身近な地域で保健医療サービスの提供が完結するよう、「県民がいつでも、どこでも、等しく高度な保健医療サービスを受けられる徳島づくり」という基本理念のもと、個々の医療提供体制の構築に取り組むこととします。」

② 計画案 P73(急性心筋梗塞の医療体制における目指すべき方向)

「また併せて、急性心筋梗塞については、急性期における迅速な専門的治療の開始が重要であることから、特に県南、県西部の地域における医師確保等を強力に推進し、1.5次保健医療圏をはじめ、少しでも身近な地域において急性期医療が提供できる体制の構築を目指します。」